

裁 決 書

審査請求人

処分庁

市福祉事務所長

平成29年5月15日付けで[REDACTED]（以下「請求人」という。）から提起された審査請求（平成29年度(審)第29号。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

1 主 文

平成29年2月15日付けで[REDACTED]市福祉事務所長が行った、生活保護変更決定処分は、これを取り消す。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

審理員意見書の別紙1「2（1）事案の概要」に記載のとおり。

(2) 本件に係る法令等の規定

審理員意見書の別紙2に記載のとおり。

(3) 前提事実

審理員意見書の別紙1「2（3）前提事実」に記載のとおり。

3 審理関係人の主張の要旨

審理員意見書の別紙1「3 審理関係人の主張の要旨」に記載のとおり。

4 理 由

(1) 本件処分は、平成29年1月の収入はない旨の請求人による収入申告（上記2（3）ケ）を受け、処分庁が、平成28年12月の収入は最終給与であって、当該収入には基礎控除を適用しないものとし、基礎控除を適用していた同クの処分を変更する必要性が生じたとして、法第25条第2項に基づき、同年1月1日を実施年月日として行ったものである。

(2) 基礎控除について

ア 法における勤労控除制度には、勤労収入を得るための必要経費である通勤交通費、社会保険料等の実費控除のほか、勤労に伴って増加する生活需要に対応する基礎控除、未成年者控除、新規就労控除及びその他の控除がある（局長通知第8 3及び4）。

これらの各種控除は、生活保護制度の目的の一つである「自立の助長」（法第1条）が促進されるよう、就労によって得た収入の一部を本人の手元に残すことにより、勤労意欲の増進を図ることを目的に設けられているものである。

イ 各種控除のうち、基礎控除は、生活扶助基準が非稼働世帯を基礎としていることから、勤労に伴って増加する生活需要を補填することにより労働力の再生産を図ろうとするものであり（問答集第8 4（1））、ここでいう生活需要とは、通勤交通費や社会保険料といった直接的に必要となる経費のことではなく、働くがゆえに必要となる経費、具体的には、洋服や身の回り品、書籍などといった間接的に必要となる需要に対応する経費のことをいう。

ウ そして、このような勤労に伴う生活需要は、就労を継続中の場合だけでなく、離職や休職等の後に生じるものも考えられることから、控除を行う時点の就労状態の如何にかかわらず、就労に伴う必要経費として、基礎控除を適用する余地はあると解される。

(3) 本件処分 of 適法性について

ア 支給額は、次官通知第10により、最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされているから、まず、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に基づき、平成29年1月の請求人世帯における最低生活費を算定すると、上記2（3）コに記載のとおり、108,300円となり、誤りはない。

イ 次に、処分庁が、同年12月の請求人の就労収入を翌月の収入として計上したことについては、局長通知第10 2（7）オの取扱いによるものと認められる。

ウ 収入充当額の算定についてみると、就労収入額5,815円及び必要経費のうち所得税125円は、上記2（3）キのとおりであり誤りはない。

また、必要経費のうち通勤交通費について、処分庁は、現金により支払った場合の200円ではなく、ICカードにより支払った場合の195円を認定したものと認められるが、保護は、生活に困窮する者が利用し得るあらゆるものを活用することを要件として行われるものであり（法第4条 保護の補足性）、最も経済的かつ合理的な経路等を認定すべきものであるから不当とはいえない。

エ 一方、勤労に伴う必要経費として認定する基礎控除については、処分庁

はし
針を
オ
確を
こ
カ
る
給
キ
か
請
と
な
ク
と
に
あり
継続
ケ
し
月
に
る。
コ
よ

(2) 結
以上のと
第1項の

平成3

は12月分（1月分に収入認定）の給与が最終給与であるとした上で、就労した月の翌月以降に就労していない場合の取扱いについて厚生労働省が指針を示した規定はないから、実施機関の判断によると主張して、基礎控除を適用していない。

オ 処分庁は、上記2（3）ケにより12月分の給与が最終給与であることを確認したものであるが、その際、平成29年1月に就労していなかった理由を「A社から仕事の依頼がなく腰痛の症状もあり（略）」と確認していることが関係資料上確認できる。

カ また、請求人は、平成29年2月及び3月において、A社からの派遣であるか紹介であるか方法は不明であるものの、仕事の依頼を受け、就労し、給与収入を得ていることも関係資料上確認できる。

キ これらのことから、請求人とA社との関係性が、労働者派遣契約であるか、請負契約であるか、いわゆる日々紹介であるかは判然としないものの請求人とA社の間において、契約の解除等がなされ、今後の就労が不可能となった事情や、傷病の療養のため相当程度の期間において就労が困難となった事情もなかったものと思料する。

ク 以上から、請求人の就労について、A社との関係性は継続しており、就労は継続していたものの、当該月においてはA社からの依頼がなかった等により、結果的に就労実績がなかったものであり、翌月以降は就労実績があり、給与収入を得ていることを踏まえると、処分庁が、請求人の就労が継続していないと判断したことには事実誤認があると判断できる。

ケ したがって、請求人の就労は継続しているものであるから、平成28年12月に受領した収入を認定する際には当然に基礎控除を適用すべきものである。

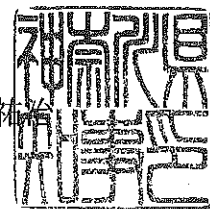
コ よって、処分庁の行った本件処分は違法である。

（2）結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件処分を取り消す。

平成30年5月30日

神奈川県知事 黒岩 祐治



る通
生活
控除

」（
手元
るも

して
労働

ここで
なる

洋服や
経費の

だけで
控除

て、

七によ
の基

に基づき
12（

て計
ものと

経費の

り支払
を認定

あらゆる
保護

るから

処分庁

審理員意見書

平成 29 年 11 月 29 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県審理員 虎頭 俊之

神奈川県審理員 小林 文子



行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査請求人 [redacted] が平成 29 年 5 月 15 日付けで提起した処分庁 [redacted] 市福祉事務所長による生活保護変更決定処分についての審査請求（平成 29 年度（審）第 29 号）の裁決に関する意見を別紙のとおり提出する。

別紙 1 において 個人名等を次のとおり呼称する。

- 1 審査請求人 [redacted] を「請求人」という。
- 2 処分庁 [redacted] 市福祉事務所長を「処分庁」という。
- 3 [redacted] 株式会社を「A社」という。
- 4 [redacted] 株式会社を「B社」という。



別紙 1

1 結論

本件処分は取り消されるべきである。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

本件審査請求は、平成 29 年 2 月 15 日付けで、処分庁が、請求人に対し、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項に基づき、同年 1 月 1 日を実施年月日として行った生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に対し、請求人がその取消しを求めて提起したものである。

(2) 本件に係る法令等の規定

別紙 2 のとおり

(3) 前提事実

当事者に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、以下のとおりである。

ア 請求人は、■■■■市に居住し、本件処分時において、処分庁により法に基づく保護を実施されている者である。

イ 処分庁は、法第 19 条第 4 項及び委任規則第 2 条第 2 号の規定により、保護の実施機関である座間市長から、法第 25 条に規定する職権による保護の開始及び変更に関する事務の委任を受けた者である。

ウ 平成 25 年 4 月 5 日を実施年月日として、処分庁は、請求人に対し、法に基づく保護を開始した。

エ 平成 28 年 6 月 2 日、処分庁は請求人から、新たな派遣会社に登録したとの報告を受け、「就労報告（届出）書」を收受した。同報告書に記載された主な内容は次のとおりである。

会社の名称	A 社
所在地	■■■■ 市（以下略）
勤務先	不定
就労開始日	平成 28 年 5 月 23 日
仕事の内容	不定
勤務時間・実働時間	不定
休日	不定
給与等の金額	不定
給与等の支給日	不定

社会保険の有無 不定
 交通費の支給 未定
 通勤方法 電車、バス、送迎

オ 同年 12 月 12 日付けで、処分庁は請求人に対し、次のとおり、平成 29 年 1 月 1 日を実施年月日として、就労収入見込認定を理由とする保護変更決定処分を行った。

<平成 29 年 1 月>

最低生活費	108,300 円…①	
生活扶助費 (基準生活費。冬季加算額 2,580 円を含む。)	79,300 円	
	住宅扶助費	29,000 円
	収入充当額	0 円…②
就労収入 (見込) 基礎控除	10,000 円	
	10,000 円	
支給額	108,300 円 (=①-②)	

カ 平成 29 年 1 月 5 日、処分庁は請求人に対し、上記オの決定に基づき、同月分保護費として 108,300 円を支給した。

キ 同月 11 日、処分庁は請求人から、平成 28 年 12 月分の収入申告書及びその挙証資料として、A 社からの派遣先である B 社が発行した給与明細書及び交通費に係る乗車駅証明書 (JR 相模線 ■■■ 駅 - ■■■ 駅間) を収受した。当該収入申告書等によると、請求人の 12 月分の就労収入等は以下のとおりであった。

就労日数	1 日 (平成 28 年 12 月 26 日~27 日 夜勤)
収入額	5,815 円
必要経費	525 円
所得税 交通費	125 円
	400 円 (■■■ 駅 - ■■■ 駅間片道 200 円 × 2)

支給日 平成 28 年 12 月 26 日

ク 平成 29 年 1 月 18 日付けで、処分庁は請求人に対し、上記キの収入申告の内容を踏まえ、次のとおり、同月 1 日を実施年月日として、就労収入確認認定を理由とする保護変更決定処分を行った。

<平成 29 年 1 月>

最低生活費	108,300 円…①	
生活扶助費 (基準生活費。冬季加算額 2,580 円を含む。)	79,300 円	
	住宅扶助費	29,000 円
	収入充当額	0 円…②

年 1 月
に処分を

〔	就労収入 (確定)	5,815 円	〕
	基礎控除	5,815 円	
支給額		108,300 円 (=①-②)	

また、当該処分により算定し直した同年 1 月分の支給額 108,300 円と上記
力の既支給額 108,300 円とに差額は発生しなかったことから、処分庁は、当該
処分の通知書に「今回の変更に伴う追給、戻入額はありませぬ」と記載した。

- ケ 同年 2 月 6 日、処分庁は請求人から、同年 1 月分の収入はない旨の収入申告書を
収受した。
- コ 同月 15 日付けで、処分庁は請求人に対し、上記ケの収入申告の内容を踏まえ、
次のとおり、同年 1 月 1 日を実施年月日として、「その他収入 (最終給与) 確認
認定」を理由とする保護変更決定処分 (本件処分) を行った。

<平成 29 年 1 月>

1 月分保護

の挙証資
に係る乗
等による

最低生活費	108,300 円…①	〔	
生活扶助費	79,300 円		
(基準生活費。冬季加算額 2,580 円を含む。)			
住宅扶助費	29,000 円	〕	
収入充当額	5,300 円…②		
〔	就労収入 (確定)	5,815 円	〕
	必要経費	515 円	
	(所得税 125 円 + 交通費 195 円 (IC カード利用片道) × 2)		
	基礎控除	0 円	
支給額	103,000 円 (=①-②)		

また、本件処分により算定し直した同年 1 月分の支給額 103,000 円と上記
力の既支給額 108,300 円との差額 (保護費過支給額) 5,300 円については、同年
3 月の保護費に収入充当することとした。

- サ 同年 5 月 15 日付けで、請求人は神奈川県知事に対し、本件処分の取消しを求めて
審査請求を提起した。

- シ 上記キで申告された請求人の就労時点において、請求人が通勤に利用した J R
相模線 〇〇 駅・〇〇 駅間の片道交通費は、現金払いの場合は 200 円、IC カード
利用の場合は 195 円である。

告の内容を
定を理由と

3 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張の要旨

次のアからカの理由により、「本件処分を取消す。」との裁決を求める

- ア 本件処分は、「請求人のその他収入 (最終給与) 確認認定により、1 月分扶助費に
5,300 円の過払額が生じたが、その他収入として 3 月分に充当し、よって 1 月分扶助

費に変更なし。」との理由で、「1 月分戻入額 5,300 円を次回以降の定例支給額から減額して調整する。」とされた。

イ 同日付け生活保護変更決定処分通知書（第 19231 号）の処分は、「請求人の就労収入の確認認定により、2 月分扶助費に変更なし。」との理由で、「今回の変更に伴う追給、戻入額はない。」とされた。

ウ 同日付け生活保護変更決定処分通知書（第 19314 号）の処分は、「その他収入の認定による。請求人の就労収入の見込認定による。」との理由で、3 月以降支給額 103,000 円が決定された。

エ 請求人は、処分庁の指示に従い、毎月、前月分の就労収入の申告をしており、平成 29 年 1 月 11 日に平成 28 年 12 月分就労収入 5,815 円と必要経費 520 円を申告したが、厚生労働省の「生活保護実施要領等」の第 8 の収入の認定の規定に基づくと、請求人の 12 月分収入認定額は 12 月分就労収入 5,815 円－勤労控除 5,815 円－（必要経費 520 円）＝0 円であるから、本件処分が 12 月分就労収入に基づいたものであるならば、1 月分扶助費に 5,300 円の過払額は生じない。

オ 同様に、平成 29 年 2 月 6 日に 1 月分就労収入 0 円を申告したが、請求人の 1 月分収入認定額は 1 月分就労収入 0 円－勤労控除 0 円－（必要経費 0 円）＝0 円であるから、本件処分が 1 月分就労収入に基づいたものであるならば、1 月分扶助費に 5,300 円の過払額は生じない。

カ 以上から、本件処分は法第 11 条の生活扶助の理念に反し、また、「生活保護実施要領等」の収入認定の規定に基づくものではないため、本件処分の「1 月分戻入額 5,300 円を次回以降の定例支給額から減額して調整する。」の決定に不服がある。

(2) 処分庁の主張の要旨

次のアからカの理由により、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

ア 本件処分の実施年月日は、平成 29 年 1 月 1 日である。

イ 生活保護法による保護の実施要領（次官通知・局長通知）により、次のとおり、請求人の月額最低生活費が定められている。

請求人の最低生活費は、生活費 79,300 円（内訳：基準額 76,720 円・冬季（11 月から 3 月）加算額 2,580 円）と住宅費 29,000 円、合計 108,300 円となっている。

ウ 上記の生活費に対して、処分庁は、平成 29 年 1 月 11 日に平成 28 年 12 月分の就労収入として、請求人から収入申告書が提出され、收受した（上記 2（3）キ）。

エ 平成 29 年 1 月 18 日、就労収入による確認事務として、次官通知第 8 1（3）の規定により、収入の取扱いは、局長通知第 8 1（1）イとして認定し、次官通知第 8 3（4）の規定により勤労に伴う必要経費として基礎控除を適用する

4 理由
(1) オケ基要を行

(2) 妻ア通す知
1
イとを
通

から

労収
伴う

の認
給額

、平
告し
くと、
- (必
である

1月分
である
助費に

保護実施
分戻入額
ある。

定める。

とおり、

冬季(11
月)に
なってい

年12月分
記2(3)

3 1(3)
定し、次官
を適用する

事務処理をして、平成29年1月分を認定した。

オ しかし、平成29年2月6日、請求人が来庁し、収入申告書のとおり、同年1月分は就労をしていない状況を確認、そのため、基礎控除は適用せず、「その他の収入(最終給与)」として、交通費等の必要経費を除き、平成29年1月分生活費を再認定した。

なお、処分庁は、基礎控除の取り扱いで、厚生労働省は、就労した月の翌月以降に就労していない場合の取扱いについて指針を示す規定はなく処分庁の判断としている。

カ 処分庁は、請求人の5,815円の収入申告書に対して、交通費は最安値として片道195円の往復として390円、源泉所得税として125円、合計515円は実費控除として収入額から控除し、残額は5,300円と算定した。既に、1月分生活費は満額108,300円が支給されているため、1月分生活費に5,300円の過払いが生じた。

平成29年2月6日に来庁されての確認であるため、2月分生活費も既に支給済みであるため、過払い額は3月分生活費に充当したので、適法である。

4 理由

(1) 本件処分は、平成29年1月の収入はない旨の請求人による収入申告(上記2(3)ケ)を受け、処分庁が、平成28年12月の収入は最終給与であって、当該収入には基礎控除を適用しないものとし、基礎控除を適用していた同ケの処分を変更する必要が生じたとして、法第25条第2項に基づき、同年1月1日を実施年月日として行ったものである。

(2) 基礎控除について

ア 法における勤労控除制度には、勤労収入を得るための必要経費である通勤交通費、社会保険料等の実費控除のほかに、勤労に伴って増加する生活需要に対応する基礎控除、未成年者控除、新規就労控除及びその他の控除とがある(局長通知第8 3及び4)。

これらの各種控除は、生活保護制度の目的の一つである「自立の助長」(法第1条)が促進されるよう、就労によって得た収入の一部を本人の手元に残すことにより、勤労意欲の増進を図ることを目的に設けられているものである。

イ 各種控除のうち、基礎控除は、生活扶助基準が非稼働世帯を基礎としていることから、勤労に伴って増加する生活需要を補填することにより労働力の再生産を図ろうとするものであり(問答集第8 4(1))、ここでいう生活需要とは、通勤交通費や社会保険料といった直接的に必要となる経費のことではなく、働

くがゆえに必要となる経費、具体的には、洋服や身の回り品、書籍などといった間接的に必要となる需要に対応する経費のことをいう。

ウ そして、このような勤労に伴う生活需要は、就労を継続中の場合だけでなく、離職や休職等の後に生じるものもあると考えられることから、控除を行う時点の就労状態の如何にかかわらず、就労に伴う必要経費として、基礎控除が適用されるべきである。

(3) 本件処分の適法性について。

ア 支給額は、次官通知第 10 により、最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされているから、まず、「生活保護法による保護の基準」(昭和 38 年厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。)に基づき、平成 29 年 1 月の請求人世帯における最低生活費を算定すると、上記 2 (3) コに記載のとおり、108,300 円となり、誤りはない。

イ 次に、処分庁が、同年 12 月の請求人の就労収入を翌月の収入として計上したことについては、局長通知第 10 2 (7) オの取扱いによるものと認められる。

ウ 収入充当額の算定についてみると、就労収入額 5,815 円及び必要経費のうち所得税 125 円は、上記 2 (3) キのとおりであり誤りはない。

また、必要経費のうち通勤交通費について、処分庁は、現金により支払った場合の 200 円ではなく、ICカードにより支払った場合の 195 円を認定したものと認められるが、保護は、生活に困窮する者が利用し得るあらゆるものを活用することを要件として行われるものであり(法第 4 条 保護の補足性)、最も経済的かつ合理的な経路等を認定すべきものであるから不当とはいえない。

エ 一方、勤労に伴う必要経費として認定する基礎控除については、処分庁は 12 月分(1 月分に収入認定)の給与が最終給与であるとした上で、就労した月の翌月以降に就労していない場合の取扱いについて厚生労働省が指針を示した規定はないから、実施機関の判断によると主張して、基礎控除を適用していない。

しかしながら、上記(2)ウのとおり、基礎控除は、控除を行う時点の就労状態の如何にかかわらず、当該就労に伴う必要経費として適用されるべきである。

また、本件処分における就労収入は、次官通知第 8 3 (1) アの「勤労(被用)収入」に該当するが、同エの「その他不安定な就労による収入」において、「知己、近隣等よりの臨時的な報酬の性質を有する少額の金銭その他少額かつ不安定な稼働収入がある場合で、その額(受領するために交通費等を必要とする場合はその必要経費の額を控除した額とする。)が月額 1 万 5000 円をこえるときは、そのこえる額を収入として認定すること」とされ、15,000 円は収入認定されないものであるから、そのこととの均衡を考慮しても、勤労(被用)収入には、

(2)

った

控除を行う時点の就労状態の如何にかかわらず、就労に伴う必要経費として基礎控除が適用されるべきである。

く、
時点
用さ

したがって、基礎控除を適用しないとした処分庁の判断には、裁量権の逸脱があり違法と言わざるを得ない。

そして、基礎控除額は次官通知第8・3(4)別表に就労収入の月額に応じて定められており、本件の場合、上記2(3)キのとおり、収入額は5,815円であり、15,000円以下であるから、全額が基礎控除されるべきである。

よって
昭和38
1月の
おり、

オ 以上のことから、本件処分は、収入額に基礎控除を適用しなかった点において、裁量権の逸脱があり、違法であると言わざるを得ない。

(2) 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

上した
れる。
のうち

った場
たもの
を活用す
最も経済

庁は12
た月の翌
した規定
ない。
の就労状
きである。
「勤労(被
こおいて、
也少額かつ
必要とする
をこえると
は収入認定
収入には、

ア 法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2・3 【略】

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

(種類)

第11条 保護の種類は、次のとおりとする。

一 生活扶助

二～八 【略】

2 【略】

(実施機関)

第19条 都道府県知事、市長(中略)は、(中略)この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一・二 【略】

2・3 【略】

4 前3項の規定により保護を行うべき者(以下「保護の実施機関」という。)は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5～7 【略】

(職権による保護の開始及び変更)

第25条 【略】

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、

これを被保護者に通知しなければならない。(後略)

3 【略】

(届出の義務)

第 61 条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

イ 生活保護法による保護の実施要領について (昭和 36 年 4 月 1 日付け厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)

第 8 収入の認定

収入の認定は、次により行なうこと。

1 収入に関する申告及び調査

(1)・(2) 【略】

(3) 収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行なわせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、前記の申告を書面で行なわせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること。

(4) 【略】

2 収入額の認定の原則

収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前 3 箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。

3 認定指針

(1) 就労に伴う収入

ア 勤労(被用)収入

(ア) 官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、(中略)手当等の収入総額を認定すること。

(イ) 勤労収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、社会保険料、所得税、(中略)通勤費等の実費の額を認定すること。

イ・ウ 【略】

エ その他不安定な就労による収入

知己、近隣等よりの臨時的な報酬の性質を有する少額の金銭その他少額かつ不安定な稼働収入がある場合で、その額(受領するために交通費等を

第
ウ
第
1

(
2
3
(

必要とする場合はその必要経費の額を控除した額とする。)が月額15,000円をこえるときは、そのこえる額を収入として認定すること。

(2)・(3) 【略】

(4) 勤労に伴う必要経費

(1)のアからウまでに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。(後略)

(5) 【略】

別表

基礎控除額表 (月額)

収入金額別区分	1人目	2人目以降
円 円 0~15,000 【後略】	円 0~15,000 【後略】	円 【略】 【後略】

第10 保護の決定

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること。(後略)

ウ 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)

第8 収入認定の取扱い

1 定期収入の取扱い

(1) 勤労(被用)収入

ア 【略】

イ 日雇収入

(後略)

ウ・エ 【略】

(2)~(5) 【略】

2 【略】

3 勤労控除の取扱い

(1) 基礎控除

ア 基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額(中略)に対応する次官通知別表の基礎控除額表の収入金額別区分に基づき認定すること。

イ・ウ 【略】

- (2) 新規就労控除 【略】
- (3) 未成年者控除 【略】
- 4 その他の控除 【略】

第 10 保護の決定

- 1 【略】
- 2 保護の要否及び程度の決定

(1) ~ (6) 【略】

(7) 扶助費支給額又は本人支払額の算定 (以下「支給額の算定」という。) は、次により行なうこと。

ア~エ 【略】

オ (前略) 保護継続中の者が新たに就職した場合であつて、当該新規就労による収入を当該月の収入として計上することが不適當であると認められる場合に限り、当該収入をその翌月の収入として計上して支給額の算定を行なうこと。また、この取扱いの適用をうけた者にかかる翌月以降の収入の認定は、当該月の収入をその翌月の収入とみなして取り扱うものであること。

(8) 最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、(中略) 当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額 (確認月からその前々月までの分に限る。) を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。
(後略)

エ 生活保護問答集について (平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)

第 8 収入の認定

4 勤労に伴う必要経費

生活保護法において、勤労収入は本来生活費にあてるべき資力であるが、収入認定の過程においてその収入から交通費その他の収入を得るための必要経費を控除することとしている。

控除の種類としては、通勤交通費、社会保険料 (中略) 等の実費控除、勤労に伴う増加需要に対応する基礎控除、未成年者控除、新規就労控除及びその他の控除とがある。

このうち、いわゆる、実費控除は、稼働収入に限らず収入一般に共通のものであり、収入の種類に応じて当該収入を得るのに直接必要な経費を実費控除することになっている。

これに対し、勤労に伴う必要経費いわゆる勤労控除は、生活扶助基準が非稼働世帯を基礎としていることから稼働に伴う生活需要の増加分を補てんするための必要経費として位置づけられるものであるが、同時に勤労意欲の助長、自立助長という性格を併せ有している。

(1) 基礎控除

基礎控除は、勤労に伴って増加する生活需要を補填することにより労働力の再生産を図るとともに勤労意欲の助長を図ろうとするものであり、従来業種別基礎控除と収入金額別基礎控除とによって構成されていた。(後略)

オ 〇〇市長の権限に属する事務の一部を福祉事務所に委任に関する規則(昭和 46 年 〇〇市規則第 16 号。以下「委任規則」という。)

(生活保護法に関する事務委任)

第 2 条 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下この条において「法」という。)

第 19 条第 4 項(中略)の規定により、次に掲げる事務を所長に委任する。

(1) 【略】

(2) 法第 25 条に規定する職権による保護の開始及び変更に関すること。

(3) ～ (17) 【略】

。)は、

規就労
められ
算定を
の収入
である

いて明ら
更決定を
り分に限
ないこと。

保護課長

るが、収
必要経費

控除、勤労
及びその他

共通のもの
実費控除す

